

木の香るとやまの街づくり事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号 以下「規則」という。）及び水と緑の森づくり事業費交付金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、木の香るとやまの街づくり事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、県民が広く利用する公共施設等の整備等における富山県産木材（以下「県産材」という。）使用に対して、助成することにより身近な県産材の普及を図り、もって、とやまの森づくりにつながる県産材使用の理解の醸成及び需要拡大、並びに木育の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- （1） 県 産 材 富山県内の森林において合法的に伐採された立木を県内において製材・加工した木材。ただし、県内ではできない加工を要する場合はこの限りではない。
- （2） 構 造 材 柱、梁、桁など建築物の構造耐力上、主要な部分に使用するものをいう。
- （3） 造 作 材 内装、外装など建築物の造作に使用するものをいう。
- （4） 備 品 等 施設内で使用する家具、建具等（施設敷地内に施工される県産材を使用した塀等）及び遊具（別表2に掲げるもの等）をいう。

（事業実施主体）

第4条 本事業を実施できる主体は、次条に定める施設を整備する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- （1） 宗教的活動を行う組織又は団体
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設を営む者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員が関与している場合
- （4） 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがあるもの

（対象施設）

第5条 本事業の対象施設は次の各号に該当するものとする。

- （1） 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に定める施設
- （2） 不特定多数の利用が見込める施設（ただし、居住や事務を目的とした施設・スペースは除く）
- （3） その他知事が適当と認める施設

（交付対象経費等）

第6条 本事業に係る種目、補助対象経費及び対象経費ごとの補助額は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付条件）

第7条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 本事業により取得、または効用の増加した財産の処分は10年間実施しないこと。ただし、知事が認める場合はこの限りでない。
- （2） 不特定多数の県民に対する県産材活用の理解の醸成のための取組を実施すること。
- （3） 県産材の普及啓発を行うため、施設整備後、次の事項を実施すること。
 - ア 県が実施する県産材活用の普及啓発への協力
 - イ 施設及び備品等への県産材シンボルマークの表示
 - ウ 事業実施後、6か月以内に施設利用者へのアンケートの実施

(補助金の交付申請等)

第8条 事業実施主体は、様式第1号及び様式第1号の(1)により補助金交付申請書及び施設整備等に係る事業計画書を作成し、本事業の実施場所を所管する農林振興センター（以下「センター」という。）を経由して知事に提出するものとする。

2 施設整備等に係る事業計画書においては、不特定多数の県民に対する県産材活用の理解の醸成のための取組内容を定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請の内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金交付内容の変更)

第10条 事業実施主体は、補助金交付決定通知後に交付要綱に定める重要な変更を行う場合は、あらかじめ、様式第2号により、変更承認申請書をセンターを経由して知事に提出し、その承認を得るものとする。

(実績報告)

第11条 事業実施主体は、補助金交付申請書に基づく事業が完了したときは、速やかに様式第3号及び様式第3号の(1)により、実績報告書をセンターを経由して別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 センター所長は、前項の実績報告書の提出があったときには、センター所長が指名した調査員に速やかに調査を行わせ、様式第4号及び様式第4号の(1)により知事に報告させるものとする。ただし、備品のみを整備する場合にはセンター所長の判断で現地調査を省略することができる。

3 やむをえず、事業完了前に施設の使用を行う場合は、速やかに様式第5号及び様式第5号の(1)により、事前確認依頼をセンターに提出し、施設の使用前にセンター所長が指名した調査員による現地確認調査を受けなければならない。この場合、第1項における実績報告書において重複する添付書類及び、前項の現地調査は省略することが出来る。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条第2項の調査の結果に基づき、交付すべき補助金等の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 事業実施主体が提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合は、知事は補助金を交付せず、または交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 事業実施主体は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

種 目	補助対象経費	対象経費ごとの補助額	補助上限額
ア 公共施設等の 新築・改修等に 伴う県産材使用	構 造 材：県産材による施工及 び材料購入に伴う掛 かり増し経費 造 作 材：県産材による内装等 の施工及び材料購入 に伴う掛かり増し経 費（取り壊し及び下 地材施工に伴う経費 は対象外） 備 品 等：県産材製品の導入に係 る経費	構 造 材：使用する県産材 1 立 方メートル当たり 10 千円 造 作 材：使用する県産材 1 平 方メートル当たり 5 千 円 備 品 等：県産材製品の導入経 費の 2 分の 1 以内又 は既製品の一部を県 産材に置き換える場 合にあっては、その 掛かり増し経費	1 施設当たり 2,000 千円
イ 公共施設等に おける県産材の 備品等の導入	備 品 等：県産材製品の導入に係 る経費	備 品 等：県産材製品の導入経 費の 2 分の 1 以内又 は既製品の一部を県 産材に置き換える場 合にあっては、その 掛かり増し経費	1 施設当たり 1,000 千円

※補助額は千円未満切捨てとする。

別表2（第3条関係、補助対象遊具の一例）

名称及び写真	遊具の概要
1. モリリズム 	森の動植物をかたどった8種類の木製楽器が集まってできた木がこの「モリリズム」。 1人でも大勢でも楽しめます。うまくなるほど新たな音の発見ができます。そんな「木の音」を通して豊かな心をはぐくむ木育遊具です。 【寸法】 幅90×奥行90×高さ120cm 【製作者】 （有）白山木工製作所 〒930-0814 富山市下富居2-1-3 電話：076-431-3443 FAX:076-431-1005
2. 木のトンネル 	なんの変哲もない円筒形の「木のトンネル」。 くぐってみたり、隠れん坊に使ってみたり… 楽しい想像がふくらみます。 【寸法】 幅・高さ100×長さ200cm ※組立式 【製作者】 （株）元尾商店 〒930-0916 富山市向新庄町6丁目4番11号 電話：076-451-8657 FAX:076-451-8658
3. なんじゃらホイッの畑 	畑から野菜を“ホイッ”と引き抜く、その瞬間の感動を体験してください。 野菜の下にはまだ何かが・・・ 【寸法】 畑：幅75×奥行40×高さ20cm×2台 野菜等：7種計24個 【製作者】 （有）小野沢家具店 〒939-8132 富山市月岡町 4-98 電話：076-429-0228 FAX：076-429-3000
4. らくが木 ※写真はらくが木(大) 	どんな所でもこどもたちは描きたくするものだ。 でも大人になるにつれ、純粋だった欲求は薄れてしまう。「あたらしいキャンパスを与えよう。」 こどもは自然に遊びだし、大人は再びこどもにもどる。 【寸法】 (大) 直径90×高さ90cm (小) 直径48×高さ54cm 【製作者】 Studio木学 〒930-0365 中新川郡上市町神田167 電話：090-7082-7679 FAX：076-472-6203

名称及び写真	遊具の概要
5. コロコロアート 	木の重みと感触を、両手でしっかり感じながら、ていねいに並べていく。はじめは一個。だんだんと連なりいろんなものに見えてくる。あせらなくてもいい。ゆっくりと創造力が沸き立つ瞬間を感じてほしい。 【寸法】 パネル：幅60×奥行60×厚さ3cm×4枚 木球：直径8cm×100個 【製作者】 (株)元尾商店 〒930-0916 富山市向新庄町6丁目4番11号 電話：076-451-8657 FAX:076-451-8658
6. こだち ※写真はこだち（大） 	木に登ったり、ぶら下がったり、かくれんぼしたり。森の中で遊んでいた遠い昔の記憶が公園のジャングルジムをつくらせたのではないだろうか。そう思うとこれが本当のジャングルジムに思えてくる。こだちの中で遊んでいるのだから。 【寸法】 小：直径122 × 高さ140cm 中：幅179 × 奥行138 × 高さ160cm 高：幅240 × 奥行138 × 高さ160cm 大：直径250 × 高さ160cm 【製作者】 (有)波多巖木工所 〒939-1757 南砺市土生736-2 電話：0763-55-1134 FAX:0763-55-1939
7. こどもの街 	本物の街は大人がつくる。この街はこどもがつくる。できあがった街並みは、純粋な幸せに満ちている。 【寸法】 幅56×奥行56×高さ60cm×2個 幅56×奥行56×高さ90cm×4個 幅112×奥行56×高さ60cm×1個 【製作者】 Studio木学 〒930-0365 中新川郡上市町神田167 電話：090-7082-7679 FAX：076-472-6203
8. イモムシぐるま 	乗り物は2人乗りするだけで楽しさは何倍にもなる。3人乗り、4人乗りと人数を増やせばさらに盛り上がる。“みんなで遊ぶ”遊具です。 【寸法】 幅200×奥行15×高さ17cm 【製作者】 (有)正美創作 〒937-0012 魚津市東尾崎3428 電話：0765-55-4206 FAX：0765-55-4903

名称及び写真	遊具の概要
9. こころ車輪 	全身の感覚を総動員してだんだんこの遊びのコツを掴んでいく。そしてしばらくして車輪と一体となっている自分に気がつく。一体となる心地よさは、誰もが知っている。 【寸法】 幅100×奥行30×高さ30cm 【製作者】 (有) 正美創作 〒937-0012 魚津市東尾崎3428 電話: 0765-55-4206 FAX: 0765-55-4903
10. ボールボート 	ボートに乗り、木球にふれ、木の香りを感じて、みんな船乗りになります。 【寸法】 ボート: 幅120×奥行80×高さ40cm 木球: 直径4.3cm×1,300個 【製作者】 (株)元尾商店 〒930-0916 富山市向新庄町6丁目4番11号 電話: 076-451-8657 FAX: 076-451-8658
11. 枝の平均台 	「森」は「木」の集まり、「木」は「枝」の集まり、枝の平均台が集まって木になり森になる。 【寸法】 幅200×奥行105×高さ10cm×5台 【製作者】 エコーウッド富山(株) 〒932-0106 小矢部市内御堂157番地 電話: 0766-61-4988 FAX: 0766-61-4987
12. 虹の平均台 	虹を渡る、、、誰もが思い描いた夢の世界。絵を描くように並べ替えるうちに楽しさや遊びを発見していく。 【寸法】 最大: 幅243×奥行105×高さ20cm ※7本1組、収納時はベンチとしても使用できます。 【製作者】 (有)小野沢家具店 〒939-8132 富山市月岡町 4-98 電話: 076-429-0228 FAX: 076-429-3000

名称及び写真	遊具の概要
13. 県産材積木 	県産材の積木 (県産材の証明ができるものに限る)

附表（実施計画及び補助金事務手続きに関するフローチャート）

事項	要領	要領 (様式)	備考
<pre> graph TD A[補助金交付申請書・事業計画書] --> B[補助金交付決定] B --> C[事業計画変更] C -- 無 --> F[事業完了前使用] C -- 有 --> D[協議] D --> E[軽微な変更] D --> G[重要な変更 ※] E --> F G --> H[変更承認申請] H --> I[承認] I --> F F -- 無 --> J[実績報告] F -- 有 --> K[事前確認依頼] K --> L[現地確認調査] L --> J J --> M[事業実施状況の調査] M --> N[補助金額の確定] </pre>	第 8 条 第 9 条 第 10 条 第 11 条 第 11 条 第 11 条 第 12 条	様式第 1 号 様式第 2 号 様式第 5 号 様式第 3 号 様式第 4 号	補助対象箇所の工事着手前に提出 着手可能 変更があった場合は速やかに報告・協議 ※箇所の新設及び廃止又は 事業量（費）の 30%を超える減少 原則、共用開始は事業完了後の調査後。 やむをえず事業完了前に使用する場合 のみ事前確認依頼を行う。 事業完了後 1 か月以内に提出 ※事業完了＝支払まで完結 共用開始までに調査を受けること

様式第 1 号

第 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

令和 年度木の香るとやまの街づくり事業補助金交付申請書

木の香るとやまの街づくり事業を実施したいので、木の香るとやまの街づくり事業補助金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 1 号の 1（ア））
- 2 収支予算書（様式第 1 号の 1（イ））
- 3 事業内容の根拠となる見積、図面、木拾表等
- 4 誓約書

様式第 1 号の 1 (ア)

事業計画書

I 事業目的

II 事業計画総括表

区分 1	区分 2		計画
事業費	総事業費(円)		
	負担区分	県補助金 (円)	
		他補助金等 (円)	
	事業内訳	建築工事費(円)	
		備品等導入経費(円)	
事業量	構造材(m3)		
	造作材(m2)		
	備品等		
木材使用量	全体(m3)		
		うち県産材(m3)	
		構造材(m3)	
		造作材(m3)	
		備品等(m3)	

III 事業区分別計画

事業種目	
事業実施主体	
施設名	
施設設置場所	
施設所有者	
延べ床面積	
年間施設利用者数	
不特定多数の県民に対する県産材活用の理解増進のための取組内容	
事業完了予定日	

様式第 1 号の 1 (イ)

収支予算書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金 市町村（補助）金 自己資金	円	
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
建築工事費 備品導入経費	円	
計		

誓約

私は、木の香るとやまの街づくり事業補助金の申請にあたって、下記の事項について誓約します。また、誓約を遵守するほか、申請内容に関連して私宛に照会することを承諾し、照会があった場合には、誠実に回答するとともに、必要な場合には、富山県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 提出した書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や、規則、交付要綱並びに実施要領に反する不正等が発覚した場合は、補助金の返還等に応じます。期日までに返還しなかった場合は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納入します。また、富山県の求めがあった場合は速やかに情報を提供し、立入検査に応じるとともに、補助金の交付決定状況や、不正があった場合の事実等の公表について同意します。
- 3 次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 宗教的活動を行う組織又は団体
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業施設を営む者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に規定する暴力団員が関与している者
 - (4) 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

様式第 2 号

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

令和 年度木の香るとやまの街づくり事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け富山県指令森政第 号で補助金交付決定のあった令和
年度木の香るとやまの街づくり事業について、下記のとおり変更したいので申請
します。

記

1 事業完了予定年月日 (変更前) 令和 年 月 日
(変更後) 令和 年 月 日

2 関係書類 (1) 事業計画書 別紙のとおり
(2) 収支予算書 //

(別紙)

事業計画書

1 変更の理由

2 変更の内容

収支予算書

1 収入の部

区 分	事業量	事業費内訳（円）			備考
		県補助金	市町村費	その他	
当初計画					
変更計画					

2 支出の部

区 分	事業量	事業費内訳（円）	備考
当初計画			
変更計画			

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

令和 年度木の香るとやまの街づくり事業実績報告書

令和 年 月 日付け富山県指令森政第 号で補助金交付決定のあった、令和 年度木の香るとやまの街づくり事業を完了したので、木の香るとやまの街づくり事業実施要領第11条の規定に基づき、報告します。

(添付書類)

工事施工前写真

工事完了写真

完成図面

工事請負契約書の写し

事業主体による検査調書または納品書（市町村工事の場合は工事検査調書の写し）

支払確認書類等の写し

県産材産地証明書

様式第3号の(1)

実績報告書

1 事業概要

事業種目			
施設名称			
施設設置場所			
区分1	区分2	計画	出来高
事業費	総事業費(円)		
	負担区分	県補助金(円)	
		他補助金等(円)	
	事業内訳	建築工事費(円)	
		備品等導入経費(円)	
事業量	構造材(m3)		
	造作材(m2)		
	備品等		
	延べ床面積(m2)		
木材使用量	全体(m3)		
	うち県産材	うち県産材(m3)	
		構造材(m3)	
		造作材(m3)	
		備品等(m3)	

2 契約状況等

契約の相手方	契約年月日(変更) 契約金額、工期

(注) 補助対象経費に係る契約についてのみ記載すること。

富山県知事 殿

調査員名

令和 年度木の香るとやまの街づくり事業成功認定報告書

令和 年 月 日付け富山県指令森政第 号で補助金交付決定されたこの事業について、成功認定の結果を下記のとおり報告します。

記

1 確認概要

事業 種目	事業 主体	計 画		出 来 高		事業完了 年月日	事業主体 責任者 職氏名	備考
		事業量	事業費 (円)	事業量	事業費 (円)	成功認定 年月日	成功認定 調査員 職氏名	
計								

2 添付書類

様式第 4 号の（１）
別紙 事業チェックリスト

様式第4号の(1)

成 功 認 定 調 書

1 事業概要

事業種目				
施設名称				
施設設置場所				
区分1	区分2		計画	出来高
事業費	総事業費(円)			
	負担区分	県補助金(円)		
		他補助金等(円)		
	事業内訳	建築工事費(円)		
		備品等導入経費(円)		
事業量	構造材(m3)			
	造作材(m2)			
	備品等			
	延べ床面積(m2)			
木材使用量	全体(m3)			
		うち県産材(m3)		
		構造材(m3)		
		造作材(m3)		
		備品等(m3)		

2 調査事項

(1)請負契約 の状況	契約の相手方	契約年月日(変更) 契約金額、工期
(注)補助対象経費に係る契約についてのみ記載すること。		
(2)関係書類 の照合	(注)事業主体が整備する資料により確認すること	
(3)工事の施工 期間及びそ の状況	(注)補助対象経費に係る契約毎の工期を記入すること。	
(4)調査の概要	(注)調査内容を細かく記入すること。	
この事業について、調査した結果を上記のとおり復命します。 令和 年 月 日 富山県知事 殿 調査員		

別紙

事業チェックリスト

事業種目	確認項目	調査 種別	確認内容・方法	確認の有 無	日付	備考			
ア 公共施設 等の新築・改修 等に伴う県産 材使用	・県産材の使用状況 ・県産材の流通過程	現地	目視	有 無	／				
			設計図による事業対象の実測	有 無		図面に実測箇所 を明記する			
		書類	富山県産材証明書	有 無					
			県産材を使用した不可視部分 を確認できる写真	有 無					
			施工前写真・完成写真	有 無					
			・契約書の確認 ・支払関係書類の確認	有 無					
			総合判断					適 不適（理由）	
	イ 公共施設 等における県 産材の備品等 の導入	・県産材の使用状況 ・県産材の流通過程 ・事業費実績値 ・支払関係書類	現地	目視（数量・仕様）	有 無	／			
設計図による設置場所の確認				有 無	図面に設置場所 を明記する				
書類			富山県産材証明書	有 無					
			完成写真	有 無					
			・契約書の確認 ・支払関係書類の確認	有 無					
			総合判断					適 不適（理由）	

（注）「イ 公共施設等における県産材の備品等の導入」において現地調査を省略する場合は、備品の数量・仕様
が確認できる資料を書類で確認すること。

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

令和 年度木の香るとやまの街づくり事業の事前確認について

令和 年 月 日付け富山県指令森政策 号で補助金交付決定のあった、令和
年度木の香るとやまの街づくり事業について下記の施設を設置しましたので、事前に
確認ください。

施設（物品）名

様式第5号の(1)

検査前使用事業の概要

事業種目			
施設名称			
施設設置場所			
区分1	区分2		計画
事業費	総事業費(円)		
	負担区分	県補助金(円)	
		他補助金等(円)	
	事業内訳	建築工事費(円)	
		備品等導入経費(円)	
事業量	構造材(m3)		
	造作材(m2)		
	備品等		
	延べ床面積(m2)		
検査前使用するもの			
検査前使用を必要とする理由			